

おうちの方へ

明 照 保 育 園  
園 長 中島章裕

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育について

愛知県緊急事態宣言に基づき4月13日にお知らせした保育について、現在ご協力をいただいておりますが、さらに5月末まで延長することが要請されました。

引き続き保護者の皆様にはご負担をおかけしますが、下記の内容について、何卒ご理解とご協力をお願いします。

①ご家族の中で仕事の都合のつく方が家にいる場合、できうる限り登園を控え、家庭保育をお願いします。また、登園する必要のある場合も、集団で過ごすことでの感染のリスクを少しでも減らすために、ご家族の方の仕事の都合がつき次第、可能な限り短時間での保育に協力をお願いします。

朝の登園は遅く出勤する保護者に合わせたり、お迎えは早く仕事が終わった保護者がすみやかに迎えに来るなど、ご家族で工夫していただくようお願いします。

②登園する必要があつて昼食時間にかかる場合は、幼児はお弁当を持参してください。乳児の給食と乳幼児のおやつは園で用意します。

③幼児は5月分の給食費は徴収いたしません。(保育料も無償)

(乳児は保育料の中に給食費も加わるため、4月13日に配信したの豊橋市からの説明をご確認下さい)

④きょうだいで在園している場合、基本的にはまとめて家庭保育をお願いします。しかし、普段慣れていない祖父母の方などで、複数の子を長時間見ることは難しいなどの場合は、ご相談下さい。

新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校等の臨時休業に係る  
対応について(4月24日 14時現在)/豊橋市

(令和2年4月24日(金)14時現在 第9報)

愛知県緊急事態措置に基づく臨時休業期間の延長について、愛知県からの通知に基づき、市内各学校等は次のとおり対応することとします。

## 記

- 1 臨時休業期間を5月31日(日)まで延長する。
- 2 同期間、小学校の児童、中学校の特別支援学級の生徒、くすのき特別支援学校の児童生徒については、引き続き学校による平日の預かりを行う(3月2日第3報と同様)。
- 3 公営児童クラブ・市立保育園・認定こども園は開所する。家庭での保育が可能な方には、利用を控えるようお願いする(民営児童クラブ、私立保育園等にも同様の要請をする)。
- 4 ただし、今後の対応については、県内の感染状況を踏まえて変更する可能性がある。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/41633.htm>